

鳥取県公報

令和4年3月11日(金) 第9381号

毎週火・金曜日発行

		1	=		次	
	告 疗	都市計画法による	条例で指定する土 ち実技試験の手数 計画の決定 (87) 実施 (88) (畜産 による注射の命令 の指定 (90) (治 の指定の変更 (2	料の額の一部改正 (農地・水保全調 課)・・・・・・ (89) (")・・・ 山砂防課)・・・	(85) (住まいまちづ E (86) (産業人材課) R)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		土砂災害特別警戒 指定居宅サービス 開発行為に関する 出納員の権限に属	事業の廃止の届出 工事の完了(97)	(96) (西部総合 (西部総合事務所	かけまでは (本語) また (本語) ま	· · · · · · · · 8 · · · · · · · · 9 · · · · · · · 9
\Diamond	海区漁調 委告示		制限(1)・・・			9

示

鳥取県告示第84号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第9条第1項の規定に基づき、知事指定 薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式			
3-知(1)-13	5 F – E DMB – P	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール			
	ICA, 5F-ED	-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその			
	MB - 2201	塩類			
		NH O			
3-知(1)-14	Methoxpro	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロへ			
	pamine, MX	キサンー1ーオン及びその塩類			
	Рг	NH O			

3-知(1)-15		2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2 - (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダ ゾール及びその塩類
3 -知(1)-16	α - D 2 P V , A - D 2 P V	1, 2-ジフェニル-2- (ピロリジン-1-イル) エタン-1- オン及びその塩類

鳥取県告示第85号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)第3 条第2項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区 域を定めたので、同項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び日吉津村総合政策課に備え置いて縦覧に供 する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定区域

名称	所在		
日吉津地区	西伯郡日吉津村大字日吉津、大字富吉及び大字今吉の各一部		

2 指定年月日

令和4年3月11日

鳥取県告示第86号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正 し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

1 • 2 略

3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種 のうち2級及び3級に該当するものを受検する25歳 未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に 掲げるとおりとする。

4 略

備考1・2 略

- 3 「25歳未満の者」とは、次のいずれにも該当 する者をいう。
- (1) 実技試験実施日が属する年度の4月1日に おいて<u>25歳</u>に達していない者
- (2) 略
- (3) 実技試験受検申請日において雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第4条第1項に規定 する被保険者である者

1 • 2 略

3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種 のうち2級及び3級に該当するものを受検する35歳 未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に 掲げるとおりとする。

改正前

4 略

備考1・2 略

- 3 「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当 する者をいう。
- (1) 実技試験実施日が属する年度の4月1日に おいて<u>35歳</u>に達していない者
- (2) 略

鳥取県告示第87号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業 奥地区 ため池等整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり 縦覧に供する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年3月11日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所 湯梨浜町役場
- 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第88号

ョーネ病検査、牛海綿状脳症検査(伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。)、牛ウ イルス性下痢検査、豚熱検査、家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥イ ンフルエンザ検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条 第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症(牛に係るものに限る。)、牛ウイルス性下痢、豚熱、家きんサルモネラ症(ひ な白痢)、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ヨーネ病検査

ア 繁殖又は種付の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、 月齢が満24月を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町の区域 に限る。)、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町、北栄町及び琴浦町(平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤 碕町の区域に限る。)、西伯郡大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。)及び 南部町並びに日野郡江府町において飼育しているもの(令和4年4月1日以降に放牧するものを除く。) に限る。)

- イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛
- ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、令和4年4月1日以降に放牧するもの
- エ その他知事が必要と認める牛
- (2) 牛海綿状脳症検査
 - ア 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの
 - イ その他知事が必要と認める牛の死体
- (3) 牛ウイルス性下痢検査

令和4年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認さ れていないもの

(4) 豚熱検査

豚及びいのしし(飼養頭数6頭以上の農場に限る。)

(5) 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)の農場に限る。)

(8) 腐蛆病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- 5 検査の方法
 - (1) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(スクリーニング法及びエライザ法)、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(2) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(3) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(4) 豚熱検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

- (5) 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査 ひな白痢急速凝集反応
- (6) 鳥マイコプラズマ症検査 臨床検査及び急速凝集反応
- (7) 高病原性鳥インフルエンザ検査 臨床検査及び血清抗体検査 (エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応)
- (8) 腐蛆病檢查

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第89号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を 受けるよう命ずるので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
 - 豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域

県下全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
 - 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

鳥取県告示第90号

十砂災害警戒区域等における十砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称 大谷下谷川3 (I-1-2-16-110)
- 4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称 区域の変更に係るもの みどり町1地区 (I-人工33)
- 4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称 三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称 区域の変更に係るもの 下西谷地区(I-770)
- 4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称 大谷下谷川3 (I-1-2-16-110)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規 定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の 規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称 倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
 - 一部について指定を解除するもの みどり町1地区(I-人工33)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第95号

十砂災害警戒区域等における十砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規 定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の 規定により告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
 - 一部について指定を解除するもの

下西谷地区 (I-770)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	伸出平月日	発正千月日	リーころの種類
社会福祉法人米	社会福祉法人米子	米子市淀江町淀江	令和4年2月	令和4年3月	通所介護
子市社会福祉協	市社会福祉協議会	1088	22日	31日	
議会	よどえ通所介護事				
	業所				

鳥取県告示第97号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和4年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
 - 令和 3 年11月 9 日 鳥取県指令第202100199576号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市昭和町

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市昭和町12-27

株式会社門永水産 代表取締役社長 門永 幹朗

鳥取県告示第98号

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)第7条第2項に規定する徴収職員について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次の とおり委任させたので告示する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 委任させた事務
 - 履行期限を超過した債権の収納に関する事務
- 2 委任を受けた分任出納員

鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所

主事 白石 啓

会計年度任用職員 谷口 卓也

3 委任期間

令和4年2月24日から令和5年3月31日まで

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、きじはたの繁殖保護を図るため、その採捕に

ついて次のとおり指示する。

令和4年3月11日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高

1 指示内容

鳥取県海面において船舶を使用して全長27センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、 意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため に採捕する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用する ものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次 のとおり指示する。

令和4年3月11日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線(世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。)以東の鳥取 県海面において、令和4年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用す る船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあってはすくい網漁業に係る漁具を保有する者(以下「県内業者」という。)と し、県内に住所を有しない者にあってはすくい網漁業の実績を有する者(以下「県外業者」という。)とす る。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

- (3) 操業区域
 - ア 県内業者にあっては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面
 - イ 県外業者にあっては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の 線(世界測地系 経度 東経133度35.42分)の間の鳥取県海面
- (4) 承認を受けた者の操業の条件
 - ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
 - イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領(令和4年3月11日付第202100287529号鳥取海 区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。) で定める標識を掲げなくてはならない。
 - ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なけれ ばならない。
 - エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
 - オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。
 - カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 2 承認の取消し
 - この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。